

高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種費用を助成します

肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌が原因となる肺炎などの感染症を予防するワクチンです。町では、そのワクチンの接種費用に対する助成を行います。

対象者 ●町内に住所を有する次のいずれかに該当する方

- ①令和3年度中に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方
 - ②心臓、腎臓、呼吸器などの機能に障がい(身体障害者手帳1級程度)のある60歳以上65歳未満の方
- ※①・②とも、過去に『ニューモバックスNP(23価肺炎球菌莢膜(きょうまく)ポリサッカライドワクチン』の予防接種を一度も受けたことのない方が対象です。自費で受けたことがある方、助成を利用して受けたことがある方は対象となりません。

助成期間 ●令和4年3月31日(木)まで

接種回数 ●1回

助成金額 ●3,000円

※接種費用のうち、3,000円を超えた金額を医療機関に支払ってください。

※生活保護世帯の助成対象者は、接種費用の全額が助成されます。

接種方法 ●予診票を医療機関へ持参し、接種してください。

※予診票は、①の対象者には個別に通知します。②の対象者には確認のうえ、町福祉保健課の窓口で予診票を交付します(再発行の際も町福祉保健課の窓口で交付します)。

※生活保護世帯の方は、「緊急時医療依頼証」または「医療券」を医療機関に提示してください。

※心臓、腎臓、呼吸器などの機能に障がい(身体障害者手帳1級程度)のある60歳以上65歳未満の方は「身体障害者手帳」を医療機関に提示してください。

問 町福祉保健課 健康対策班 ☎ 0187(84)4900

国民健康保険に「加入するとき」や「脱退するとき」の届け出は速やかに!

国民健康保険に「加入するとき」や「脱退するとき」には届け出が必要です。次の必要書類を持参して、町福祉保健課で手続きをしてください。

国民健康保険に加入するとき

- ・社会保険資格喪失証明書(職場等から発行されます)
- ・加入する方の個人番号(マイナンバー)が分かる書類(通知カード等)
- ・手続きに来る方の身分証明書(運転免許証等)
- ・印鑑(認印可)

国民健康保険から脱退するとき

- ・職場から交付された健康保険証(加入した方全員分、コピー可)
- ・国民健康保険被保険者証
- ・脱退する方の個人番号(マイナンバー)が分かる書類(通知カード等)
- ・手続きに来る方の身分証明書(運転免許証等)
- ・印鑑(認印可)

問 町福祉保健課 医療保険班 ☎ 0187(84)4907

請求期間は令和5年3月31日まで

第十一回特別弔慰金の受付をしています

先の大戦で亡くなられた元の軍人、軍属および準軍属の方々に思いをいたし、国としての弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に対して特別弔慰金が支給されます。

町では、前回から引き続いて請求権利があると思われる方、前回の請求者が亡くなっている場合はそのご親族に

■加入の届け出が遅れると

- ・被保険者証が手元にないため、その間の医療費を全額自己負担しなければなりません。
- ・加入資格が発生した時点まで、国民健康保険税をさかのぼって納めなければなりません。

■脱退の届け出が遅れると

- ・職場の社会保険等に加入するなどして国民健康保険の資格がなくなった後で、国民健康保険の被保険者証を使用した場合は、町が負担した分の医療費を返していただくことになります。

■その他の注意点

- ・お手元に職場の健康保険証が届いていない場合でも、職場の保険に加入した時点で、国民健康保険の被保険者証は使用できなくなります。
- ・職場の健康保険証が届く前に受診する際は、国民健康保険の被保険者証を使用せず、職場の健康保険の手続き中であることを医療機関等に申し出てください。

対してお知らせを送付しています(ただし、前回の請求者が亡くなっている場合は支給要件があります)。まだ手続きされていない方は、請求期間内にご請求ください。

なお、町からお知らせが届かない方で、請求権利があると思われる方は、下記までお問い合わせください。

問 町福祉保健課 福祉班 ☎ 0187(84)4907

美郷の子ども会夢応援事業

子ども会活動に係る費用の一部を助成しています

町内の子ども会活動の活性化を図るために、子どもたちが主体となって取り組もうとする事業に対して、費用の一部を助成しています。希望する方には申込書をお渡ししますので、町福祉保健課までご連絡ください。

助成金額 ●事業の規模、内容などを審査のうえ決定します。

①10,000円 ②20,000円 ③30,000円

申込期間 ●4月1日(木)～5月31日(月)

その他 ●応募多数の場合は、昨年度に補助対象外となった子ども会を優先します。

助成条件 ●次の条件すべてに該当すること

- ①子どもたちが中心となって企画・立案したもので、ユニークで夢のある事業であること
- ②地域の人たちや指導者(親の会等)の協力が得られること
- ③一つの子ども会の計画または近隣の子ども会と合同の計画であること
- ④飲食代を経費に含まないこと
- ⑤子ども会の預貯金や積立金などが事業の支出を上回らないこと

あきた子育てふれあいカードをご利用ください

あきた子育てふれあいカードとは、県・市町村・企業が協働して子育て家庭を応援する取り組みの一つで、県内の約1,880店舗が協賛しています。

※全国で使える「あきた子育てふれあいカード」は、カードの下の番号がBから始まるものに限ります。全国共通カードを希望する方は、町福祉保健課で発行していますのでご利用ください。

■詳しくは、あきたの結婚・子育て応援情報Webサイト「いっしょにねっと。」をご覧ください。

<https://common3.pref.akita.lg.jp/kosodate/>



検索

申・問 町福祉保健課 福祉班 ☎ 0187(84)4907

児童扶養手当制度について

児童扶養手当は、離婚や死亡などによるひとり親家庭や、病気・けがのため身体や精神に障がいのある父親または母親をもつ家庭で、18歳になってから最初の3月31日まで(身体や精神に障がいのある児童の場合は20歳未満)の児童を養育している方に支給します。

■支給額(令和2年4月より)

支給内容	支給額(児童1人の場合)
全部支給	月額 43,160円
一部支給	月額 10,180円～43,150円

※事実上の婚姻状態にある場合には支給しません。

■手当を受ける資格がなくなる主な場合

- ・婚姻したとき、または事実上の婚姻状態(内縁・同居・生計同一)になったとき
- ・対象児童を養育しなくなったとき
- ・対象児童が施設に入所することになったとき

※上記に該当する場合や転出する場合には、速やかに下記まで届け出をしてください。資格が喪失した後も引き続き手当を受給していた場合は、受給資格が無くなった月の翌月からの分を全額返還していただくことになります。
※偽りその他不正な手段により手当を受けた場合、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

特別児童扶養手当制度について

特別児童扶養手当は、身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を監護する父母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給します。

■支給額(令和2年4月より)

等級	支給額
1級	月額 52,500円
2級	月額 34,970円

■手当を受ける資格がなくなる主な場合

- ・対象児童が施設に入所することになったとき
- ・対象児童の障がいが政令で定める程度でなくなったとき
- ・対象児童が障がいを理由として公的年金を受給することになったとき
- ・受給者が対象児童を監護または養育しなくなったとき
- ・対象児童や受給者が死亡したとき

問 町福祉保健課 福祉班 ☎ 0187(84)4907